

公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業費補助金交付要綱

平成 1 7 年 5 月 3 1 日
1 7 生文私振第 2 3 6 号
生 活 文 化 局 長 決 定
一部改正平成 2 7 年 4 月 1 日
2 6 生私振第 1 5 6 3 号
一部改正令和元年 1 2 月 2 日
3 1 生私振第 1 3 2 0 号

第 1 通則

公益財団法人東京都私学財団(以下「財団」という。)が行う育英資金貸付事業に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付については、東京都育英資金条例(平成 1 7 年東京都条例第 3 1 号。以下「条例」という。)、東京都育英資金条例施行規則(平成 1 7 年東京都規則第 3 4 号。以下「規則」という。)及び東京都補助金等交付規則(昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号)の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 目的

この要綱は、条例及び規則に基づき財団が行う育英資金貸付事業に対する補助事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 3 補助対象事業等

この補助金の交付の対象となる事業は、条例第 4 条第 2 項の定めるところにより財団が行う育英資金貸付事業とし、補助対象経費及び交付額の算定方法は、次に定めるとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	交付額の算定方法
育英資金貸付事業	貸付事業費	当該年度に必要な貸付原資の総額から当該年度に財団が収入した返還金の総額(高等学校等奨学金事業交付金交付要綱(平成 1 7 年 4 月 1 日付日本学生支援機構理事長決定。以下「国交付要綱」という。))に基づく交付金を原資とする補助金による貸付金に係る返還金のうち、翌年度以降の貸付原資として繰り越す額を除く。)及び前年度繰越金を控除した額。なお、算定後の金額が 0 円を下回る場合、交付額は 0 円とする。
	事務費	補助対象事業の実施に必要な経費の合算額(人件費を含み、貸付原資を除く。)

第 4 交付方法

補助金の交付は、原則として、4半期ごとに、概算払の方法により行う。

第5 交付申請書の提出

財団は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款
- (3) 印鑑証明書
- (4) 前年度の決算書
- (5) その他知事が必要と認める書類

第6 交付の決定及び通知

知事は、第5の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を財団に対して通知する。

- 2 知事は、国交付要綱に基づく交付金を収入している場合には、1の規定とは別に、その年度における当該交付金充当額を財団に対して通知するものとする。

第7 交付決定の変更

財団は、第6の規定による決定後において、申請内容に変更（決定時において確定していた事由を除く。）が生じたときは、変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の変更承認申請書が提出された場合において、必要に応じ決定の内容を変更することができる。

第8 実績報告書の提出

財団は、補助対象事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

第9 補助金の額の確定等

知事は、第8の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、財団に通知する。

- 2 知事は、財団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付けてその超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 2の規定に基づく補助金の返還は、知事の指定する納期日までに行わなければならない。
- 4 2の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第10 特別の事情による交付決定の取消し等

知事は、この補助金の交付決定後において、やむを得ないと認められる特別の事情が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。

- 2 知事は、1の規定に基づく交付決定の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付けて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 1及び2の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。
- 4 2の規定に基づく補助金の返還については、第9の3及び4の規定を準用する。

第11 交付決定の取消し

知事は、財団が次の各号のいずれかに該当した場合は、第6による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- (3) この補助金の交付決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき。

- 2 知事は、1の規定に基づく交付決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付けて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 1及び2の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後にも適用があるものとする。
- 4 2の規定に基づく補助金の返還については、第9の3の規定を準用する。
- 5 2の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 6 2の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、第9の4の規定を準用する。

第12 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、条例第11条第1項から第5項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 育英資金の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）からの返還金は、その回収を適切に行うとともに、貸付原資にこれを充てるものとする。
- (2) 補助金は、補助対象事業に要する経費に使用し、他の目的に使用してはならないこと。
- (3) 補助対象事業の実施に当たっては、適正な執行を確保するため、履行の確認等に万全を期

すること。

- (4) 補助対象事業は、会計年度ごとに4月1日から翌年3月31日までに完了すること。
- (5) 財団は、国交付要綱に基づく交付金を原資とする補助金及び当該補助金による貸付金に係る返還金に残額が生じた場合は、翌年度以降の貸付原資に充当できるものとする。
- (6) 次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、報告をもって代えることができる。
 - ア 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助対象事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (7) 補助対象事業を中止又は廃止することにより、将来に渡り不要となる貸付に充てるべき資産が、借受者からの返還金の収入により生ずる場合、及び返還金債権により生ずることとなる場合は、知事が別に定めるところにより、これを東京都に返還すること。
- (8) 補助対象事業を縮小したこと等により、前年度繰越金及び借受者からの返還金（国交付要綱に基づく交付金を原資とする補助金による貸付金に係る返還金のうち、翌年度以降の貸付原資として繰り越す額を除く。）を貸付原資に充当後、なお残余が生ずる場合には、知事が別に定めるところにより、その全部又は一部を東京都に返還すること。
- (9) 補助対象事業に係る収支額並びに借受者、貸与額及び返還額等を明らかにした帳簿及びこれを確認できる書類を備えるとともに、当該帳簿等を会計年度終了後5年間保存すること。ただし、このうち借受者からの返還金の回収に必要となる帳簿等については、当該借受者からの返還金を全額回収した日の属する会計年度終了後5年を経過する日までの間、なお保存するものとする。
- (10) (9) の帳簿については、第6の2に基づき通知された交付金に係る借受者、貸与額及び返還金等を明確に区分すること。
- (11) 知事が東京都職員に、(9) に規定する書類を調査させた場合又は補助対象事業について報告を命じさせた場合は、これに応ずること。

第13 申請の撤回

補助金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付けた条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第14 財産の管理等

財団は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

第15 財産処分の制限

財団は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省

令第15号)により定められた期間内においては、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

第16 留意事項

補助対象事業の実施に当たっては、必要に応じ、東京都と協議すること。

附 則

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。